

無床診療所自己点検チェックリスト（8 放射線管理）

担 当 部 署	
点 検 者 職 氏 名	
点 検 年 月 日	

区分	点検項目	適否	摘要
届出	8-1 エックス線装置に関する届出を適正に行っている。		<ul style="list-style-type: none"> ・法 第15条第3項 ・則 第24条の2, 第29条
	<input type="checkbox"/> 設置届・廃止届 <input type="checkbox"/> 変更届（従事者, 装置の変更等）		
帳票・記録	8-2 エックス線装置等の一週間あたりの延べ使用時間をその使用する室ごとに帳簿に記載している。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の23 ※該当室の画壁等の外側が所定の線量当量率以下になるよう遮へいされている場合はこの限りでない。
	8-3 放射線障害が発生するおそれがある場所について, 所定の方法により放射線の量及び放射線同位元素による汚染の状況が測定されているか（エックス線装置等を固定して取り扱う場合は6か月を超えない期間毎に1回の測定が必要） 直近の測定 <input type="checkbox"/> 測定日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 測定者： _____		
	8-4 診療放射線技師は照射録を作成している。		<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師法 第28条 ・診療放射線技師法施行規則 第16条 ※医師が自ら照射した場合, 照射録の作成は必ずしも必要ではないが, 作成することが望ましい。
	<input type="checkbox"/> 照射を受けた者の氏名, 性別, 年齢 <input type="checkbox"/> 照射の年月日 <input type="checkbox"/> 照射方法 <input type="checkbox"/> 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示内容		
管理区域	8-5 エックス線診療室又はエックス線装置等の使用室である旨の標識を付している。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の4第3号
	8-6 エックス線診療室等, 放射線等取扱施設に患者及び取扱者に対する放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示している。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の13
	8-7 管理区域の設定が適切である。		
	8-8 管理区域である旨の標識を付している。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の16
	8-9 管理区域に人がみだりに立ち入らない措置を講じている。		
	8-10 敷地内の人が居住する区域及び敷地の境界において所定の線量以下にするための遮蔽等の措置を講じている。		
	8-11 エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨（「使用中」等）を表示している。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の17 ・則 第30条の20第2項第1号
移動型	8-12 移動型エックス線装置は鍵のかかる保管場所等を確保し, 当該装置のキースイッチ等を適切に管理している。 保管場所： _____		※「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」（平成10年6月30日医薬安第69号）参照。

被曝防止	8-13 放射線診療従事者の被ばく防止について、適切な措置が講じられている。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の18 ・則 第30条の27 ※定期的に従事者の外部被ばく線量の測定を行うこと。放射線測定用具（フィルムバッチ等）による測定が原則。
使用	8-14 エックス線診療室等の専用の使用室で使用している。専用の使用室外において使用する場合は、適切な防護措置を講じている。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の14
連絡網・通報	8-15 地震、火災等の災害又は盗難、紛失等の事故発生に伴う連絡網並びに通報先等を記載した通報基準や通報体制及び放射線障害防止措置を定めている。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条の25
障害防止措置	8-16 放射線装置に所定の障害防止の方法が講じられている。		<ul style="list-style-type: none"> ・則 第30条